

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標1	安心して生み育てられる環境づくり
施策1	母と子の心と体の健康づくり
施策の概要	◆母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。 ◆不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

1 施策の進捗状況	順調
・妊産婦や乳幼児に対する健康診査を実施し、妊婦健診の助成拡充や乳幼児健診のデジタル化に向けたシステム構築等に取り組んだほか、産後早期の母親への支援として、宿泊や日帰り、訪問による産後ケア事業の拡充を行いました。 ・各区に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで様々な相談に応じながら必要なサポートを実施するとともに、妊娠・出産時の経済的支援と伴走型相談支援を行う出産・子育て応援事業や、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等の育児用品を届ける「おむつと安心定期便」を開始するなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。 ・子どもを望む夫婦に対し、不妊・不育専門相談センター等での相談支援のほか、不妊治療費の一部助成や、不育症の検査費・治療費の一部助成を実施しました。また、30歳を迎える女性を対象に、健康や将来の生活を考えるきっかけづくりとして、医療機関での検査等に係る費用を助成するプレコンセプションケア推進事業を実施しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施	・妊婦健康診査受診者数 延べ148,075人
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯と口の健康、及び、子どもの健やかな成長のため、妊婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施	・妊婦歯科健康診査受診者数 4,892人
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施するとともに、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る	・乳幼児健康診査受診者数 4か月児 11,706人 10か月児 11,309人 1歳6か月児 12,138人 3歳児 12,469人 ・乳幼児健診のデジタル化を開始
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する乳幼児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所・幼稚園で歯科健康診査を実施	・乳幼児歯科健康診査受診者数 50,670人
障がい児等歯科健康診査	障がい児等の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健診を委託歯科医療機関で実施	・障がい児等歯科健康診査受診者数 15人
子育て世代包括支援センター（母子保健）	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う	・妊娠届出時面接数 12,458人 - うち、支援につなげた実数 1,059人
産婦健康診査	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施	・産婦健康診査受診者数 延べ21,497人

母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を実施	・母子巡回健康相談 相談総数 7,481 件
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子保健訪問職員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施	・妊産婦 延べ14,065 人 ・新生児(全戸) 訪問数 11,426 人 ・未熟児 延べ1,306 人
産前・産後サポート事業	・産後ケア事業として、生後1年未満の母子を対象に、実施施設への宿泊もしくは日帰り、または自宅等への助産師の訪問により、母体・乳児ケア、カウンセリング等の心身のケア等を実施 ・産前・産後ヘルパー派遣事業として、日中、家族等から支援が受けられない妊娠中から出産後1年未満のご家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児を援助	・産後ケア事業利用日数 延べ6,043 日 ・産前・産後ヘルパー派遣事業利用回数 延べ8,044 回
子育て安心サポート事業(旧:こんにちは赤ちゃん訪問事業)(施策3再掲)	民生委員・児童委員が、乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施	・申込数 200 回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降休止していたが、令和6年2月より再開
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、助産師及び保健師による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は「子ども家庭支援員」を派遣し、支援を実施	・子ども家庭支援員派遣 延べ866 回
新生児聴覚検査事業	先天性難聴を早期に発見し、早期に療育につなげるため、すべての子どもを対象に新生児聴覚検査費用への公費負担を実施	・公費負担者数 11,203 人
未熟児養育医療	身体の発達が未熟(2,000g以下)な状態で生まれ、治療を要する乳児に対し、医療費を助成	・給付人員 299 人
小児慢性特定疾病児童に対する支援(医療費助成・自立支援事業)	18歳未満の児童が、特定の慢性の病気にかかった場合、自己負担分の医療費の一部を公費で負担(20歳未満まで継続可)	・給付人員 2,335 人
食育推進	「福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市民的な食育の推進及び普及啓発を図る	第4次福岡市食育推進計画の推進 ・親と子の料理教室 実施7回、参加者数148名 ・インターネットやSNSを活用し、レシピや食育の情報を配信(配信本数:27本)
各区における食育推進事業	母子巡回健康相談や子育てサロン、乳幼児ふれあい学級の間などを活用し、乳幼児や学童の食育を推進	・区において、栄養に関する個別指導、食育相談、食育おすすめレシピ動画の作成などを実施

不育症検査費・治療費助成	妊娠しても流産・死産を繰り返す「不育症」について、検査費及び治療費への助成を実施することにより、不育に悩む夫婦が、不育症のリスク因子を知って不安解消につなげるとともに、リスク因子に応じた治療を行い、出産に至るよう支援を実施	・助成件数 34 件
不妊・不育専門相談センター	不妊カウンセラーや医師が不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施	・相談組数 357 組 ・相談件数 775 件
産婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯と口の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、産後 1 年以内の産婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施	・産婦歯科健康診査受診者数 2,238 人
プレコンセプションケア推進事業	30 歳を迎える女性にクーポンを配布し、産科・婦人科医療機関での検査及び医師による説明に係る費用を助成	・利用者数 2,129 人
母子保健オンライン相談等事業	保健師による妊産婦等への保健指導や相談対応、講座等について、オンラインでも実施できるよう環境を整備	・利用者数 249 人
出産・子育て応援事業	妊娠時・出産時に各 5 万円の経済的支援と伴走型相談支援を実施	・支給者数 26,945 人
おむつと安心定期便 (令和 5 年度新規事業)	子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりをすすめるため、0～2 歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等をお届けする	・登録率 93.9%

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標1	安心して生み育てられる環境づくり
施策2	幼児教育・保育の充実
施策の概要	◆質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。 ◆共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・保育ニーズに対応するため、保育所の整備などにより保育の受け皿の確保に取り組みました。 ・保育所等が必要な人材を確保できるよう、潜在保育士等の就職支援、保育士に対する奨学金の返済支援や家賃助成を実施したほか、保育支援者の配置やICT化にかかる費用の助成、専門職の派遣による働き方改革の推進等、児童の安全確保や保育士の負担軽減に取り組みました。 ・様々なニーズに対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、一時預かり事業を実施するとともに、サポートを必要とする子どもたちのために、県と連携し病児・病後児デイケア事業の利用者負担の軽減を図ったほか、保育所等において障がいのある児童及び医療的ケア児の受入れを促進するなど、多様な保育サービスの充実に取り組みました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
保育所等整備の推進	地域の保育需要に応じ、既存保育所の増改築などにより、受け皿確保に取り組む	・増築・増改築 4か所 ・整備数 50人
企業主導型保育促進事業	企業主導型保育事業を促進し、保育の受け皿確保に取り組む	・令和6年4月1日現在の開所施設数 178施設
幼稚園3歳未満児受入れ促進事業	幼稚園において3歳未満児の保育を実施することにより、保育の受け皿確保に取り組む	・実施園 11園（令和6年3月末現在） ・利用者数 154人
保育体制強化事業	保育所等に児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置費用を助成し、児童の安全確保と保育士の負担軽減を図る	・助成施設 274施設
保育士の人材確保事業	国から保育人材確保のための取組の推進等として打ち出された「未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業」及び「潜在保育士の再就職支援事業」を活用して保育所の勤務環境の改善を図るとともに、潜在保育士の掘り起し・確保の強化を図る	貸付実績 ・保育料の一部貸付 48件 ・就職準備金貸付 16件
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援・相談会などを実施	・就職成立 64人 ・就職支援研修会 7回 うち就職成立 15人 ・出張相談会 5回 うち就職成立 10人 ※研修会及び出張相談会における成立数は上記就職成立数に含まれる ・指定保育士養成校等の訪問 学生支援 429人 調査 21学科（18校）
保育士就労継続支援事業	保育士確保と併せて、就労継続を支援するため、産業カウンセラー及び社会保険労務士による相談窓口を設置し、現役保育士の就労関係等の悩みに対応することで就労支援を図る 社会保険労務士の個別訪問や業務改善の集合研修を通じて各施設における働き方改革をテーマにした取組みを支援	・相談件数 計33件 うちメンタルヘルス相談 26件 社会保険労務士相談 7件 ・参加施設数 計16施設 うち訪問支援型参加施設 2施設 研修支援型参加施設 14施設

保育士奨学金返済支援事業補助金	市内保育所に勤務する正規保育士のうち、奨学金を返済する保育士に対して、返済額の一部助成を実施することで、就職促進及び離職防止を図る	・助成人数 1,067 人
保育士家賃助成事業補助金	市内保育所に勤務する正規保育士に対して月1万円を上限に家賃助成を実施することで就職促進及び離職防止を図る	・助成人数 2,678 人
私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、保育所並みの預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施	・幼稚園運営費助成 117 か所 ・家賃助成実績 316 人 ・奨学金返済支援実績 162 人
子育て支援員等研修事業	地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援員として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等で働く人材を確保	・326 人受講 うち 296 人に修了証書発行
延長保育（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施	・助成施設 345 か所
休日や夜間の保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育需要に対応	・実施施設（休日保育） 13 か所 ・実施施設（夜間保育） 2 か所
病児・病後児デイケア事業	子どもが病気やその回復期にあつて、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施	・実施施設 21 か所 ・利用延べ人数 36,866 人
一時預かり事業（施策3再掲）	保護者が通院や、リフレッシュなど必要な時に、保育施設等で一時的に子どもを預かる、一時預かり事業を実施。	・利用延人数 27,982 人
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（施策11再掲）	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施	・実施施設 8 か所 ・利用人員 延べ8,548 人
特別支援保育（障がい児保育）	保育施設において特別な支援（障がい、難病など）を必要とする子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修を実施	・全園で実施 実受入園数 286 か所 実受入人数 1,218 人
医療的ケア児保育	全公立保育所で医療的ケア児を受け入れる体制を整えると共に、民間保育所等での受け入れにかかる看護師雇用費を助成する	・医療的ケア児受入人数 公立5か所8名 私立8か所11名
保育所職員等研修事業	保育の質の向上を図るため、保育内容や保健衛生、給食等の保育に必要な専門的知識や技術を取得できるよう、新人や中堅、ベテランに区分した保育士研修、園長研修等を実施	・実施回数 128 回 ・参加人数 延べ12,688 人
保育所等における人権教育の推進	保育所等を対象に、人権教育を推進するための研修を実施	・実施回数 29 回（福岡市が主催） ・参加人数 延べ622 人
多様な集団活動事業の利用支援事業	幼児教育類似施設等を利用する保護者に対し、利用料の一部を助成	・年間延べ人数 169 人

保育所等におけるICT化推進事業	保育業務のICT化推進のための助成および、保育中の事故防止による安全・安心の確保を目的とした備品等の導入費用の助成	・システムの導入 補助施設 38 か所 ・翻訳機等の導入 補助施設 9 か所 ・睡眠中の事故防止対策機器の導入 補助施設 8 か所 ・見守りタグの導入 補助施設 9 か所 ・送迎用バスの安全装置の導入 補助施設 11 か所
-------------------------	--	---

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標1	安心して生み育てられる環境づくり
施策3	身近な地域における子育て支援の充実
施策の概要	◆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。 ◆子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・各区において、子育て交流サロンや育児サークルの開設・運営を支援するほか、子育て交流サロンに関わるボランティアの養成や研修会などを通じて、地域全体で子どもを見守り育むネットワークづくりを促進しました。また、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における育児の相互援助活動を推進しました。 ・乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場である子どもプラザに、子育て相談に応じたりニーズに合った教育・保育サービスの情報提供を行う子育て支援コンシェルジュを順次配置して、相談機能の充実を図りました。 ・保護者の就労の有無に関わらず保育所等を定期的に利用できる事業をモデル的に実施しました。 ・子育て支援サービス等の情報について、子育て情報ガイドや、市ホームページ、SNS、市政だよりなど様々な媒体を活用し、情報提供を行いました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
子どもプラザ事業	乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場を常設し、子育て活動を支援する拠点として「子どもプラザ」を設置し、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育ての不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進	・開設箇所数 14 か所 ・利用者数 延べ 333,157 人 ・開所日数 4,146 日
子育て教室	子どもへの関わり方で悩んでいる親を対象に、子どもの発達に応じた関わり方や遊び方を学べる教室を開催	各区において、以下の取組み等を実施 ・子育てに関する講演会、親子ふれあい遊び ・子どもの発達に応じた関わり方を学ぶ教室 ・CAP（子どもへの暴力防止）プログラム ・父親向け講座
福岡市子育て支援コンシェルジュ	各区に子育て支援コンシェルジュを配置し、保護者に対して、個々のニーズに合った教育・保育サービスなどについての情報提供や相談を実施	・箇所数 12 か所 ・相談件数 20,755 件 ・入所保留世帯へのアフターフォロー 280 件 ・教育・保育サービスの情報収集 432 件 ・入所につながったケース 1,325 件
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育て交流サロン・サークルへの訪問、支援を行うとともに、地域における子育て支援活動を支援し、連携を図る。また、区内の小学校、保育所などのほか、主任児童委員や民生委員との情報交換を実施	各区において、以下の取組み等を実施 ・子育て交流サロンや育児サークルへの支援 ・小中学校、保育所・幼稚園等との校区ネットワーク会議 ・主任児童委員その他の関係機関と情報交換会
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進	・会員数 5,390 人 ・活動回数 13,916 回
子育て安心サポート事業（旧：こんにちは赤ちゃん訪問事業）	民生委員・児童委員が、乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施	・申込数 200 回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降休止していたが、令和6年2月より再開

地域子育て交流支援事業	地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館などを活用して、乳幼児の親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援	・開設箇所数 153 か所 ・開催回数 3,054 回 ・参加者数 延べ46,432 人
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育て交流サロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進	各区において、子育て交流サロンや育児サークル・子どもプラザ等で活動するボランティア向けの養成講座・交流会・研修会などを実施
一時預かり事業	保護者が通院や、リフレッシュなど必要な時に、保育施設等で一時的に子どもを預かる、一時預かり事業を実施	・利用延人数 27,982 人
保育所等の多機能化モデル事業	保育所等の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施	・実施施設数 3 か所 ・利用者数 126 人
子ども情報提供	ホームページ「ふくおか・こども情報」の管理・運営や、「ふくおか子育て情報ガイド」の発行など、子どもに関する行政や民間のさまざまな情報を広く市民に提供	・冊子「ふくおか子育て情報ガイド」の作成・配布 (22,000 冊) ・ホームページ「ふくおか子ども情報」の管理運営 ・LINE 等での情報発信
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布	各区において、子育て情報マップ等を作成し、窓口、子どもプラザ、保健師訪問などで配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介	各区において、諸手続きの際に来課された世帯へ「ふくおか子育て情報ガイド」を配付するなど、子育てに関する情報提供を実施
園庭開放、園行事の地域開放など	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流を支援	・公立 7 か所 ・私立 233 か所

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標1	安心して生み育てられる環境づくり
施策4	障がい児の支援（乳幼児期）
施策の概要	◆障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実に取り組みます。 ◆発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・障がいの早期発見と早期支援のため、療育センター等において相談・診断・療育を実施するとともに、児童発達支援センター等を増設しました。また、療育センター等の新規受診児の増加に対応するため、南部療育センターの整備を進めました。 ・障がい児が保育所等に通園しながら身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、児童発達支援事業を試行・検証するモデル事業を実施しました。 ・自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者に対して、発達障がい者支援センターによる乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。 ・障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施	・心身障がい福祉センター、療育センターにおける新規受診児 2,160人
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施	・実施施設 児童発達支援センター等 23か所 ※うち児童発達支援事業所 6か所 障がい児が保育所等に通園しながら身近な地域で専門的な支援を受けることができるよう、児童発達支援事業を試行・検証するモデル事業により設置 医療型児童発達支援センター等 15か所 ・延べ利用者 児童発達支援 18,465人 医療型児童発達支援 645人
療育センター等	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施	・心身障がい福祉センター、療育センターにおける新規受診児 2,160人
発達障がい者支援センター	発達障がい児・者及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる発達障がい者支援センターにおいて、関係機関との連携を強化	発達障がい者支援センター運営 ・相談者数 1,290人 ・相談件数 延べ3,900件 ・研修参加者 3,369人

医療的ケア児レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を実施	・登録事業者数 58 カ所 ・利用登録人数 199 人 ・延利用回数 1,591 回 ・延べ利用時間数 2,654 時間
---------------	---	---

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標1	安心して生み育てられる環境づくり
施策5	子育てを応援する環境づくり
施策の概要	◆市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。 ◆安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。 ◆子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯対策などに取り組みます。 ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
- 毎月1日～7日に家庭や地域、企業などで子どもたちのためにできることに取り組む運動「い〜な」ふくおか・子ども週間」の普及・啓発に取り組みました。また、男女ともに子育てを行う意識の醸成を図るとともに、男性の育児休業取得促進や、働く場における女性の活躍推進のため、企業向けのセミナーや講演会、再就職やキャリア形成支援に向けた講座を実施しました。 - 子育て世帯の居住を支援するため、子育てしやすい住宅への住替えに対する助成や、市営住宅への入居支援、セーフティネット住宅の登録促進を行いました。 - 交通事故の防止や防犯対策のため、交通安全に関する広報・啓発や、通学路などの安全確保、スクールガード（学校安全ボランティア）による見守りを行いました。 - 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保護者の収入等に関わらず第2子以降の保育料を無償化するとともに、第3子以降の副食費等の助成や、保育所等を利用する生活保護世帯の教材費等の助成を実施しました。また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助や特別支援教育就学奨励費による支援を実施しました。 - 子どもが家庭の経済状況に関わらず安心して医療機関を受診できるよう、子ども医療費の助成対象を小学生から高校生世代まで拡大し、通院医療費は自己負担上限額を一医療機関につき一月あたり一律 500 円まで軽減（3歳未満は無料）するとともに、入院医療費は高校生世代まで無料としました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
男女共同参画推進センターによる啓発	男女共同参画に関する啓発の一環として、子育てに関連した企画（講座など）の支援	市民グループの活動支援（子育てに関する企画5件）
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施	・認定企業 223 社 ※令和5年度新規認定企業数 29 社 認定期間 令和4年8月1日～令和7年7月31日
女性活躍推進事業	企業のワーク・ライフ・バランスや、働く場における女性の活躍を推進するため、セミナー等を開催するとともに、再就職を目指す女性や、働く女性向けのスキルアップ講座等を実施	・男性の育児取得推進ワークショップの実施（参加者数7社（11人）） ・「男性の育児取得の手引き」の情報発信※企業向け「家事・育児シェアシート」の配布（約5,400部） ・「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」の推進（登録企業数362社 令和6年3月末現在） ・企業向け講演会の実施 参加者数 57人 ・再就職を目指す女性向け講座の実施 参加者数 40人 ・キャリア形成支援セミナーの実施（参加者数 ①リーダークラス 16人 ②若手クラス 23人） ・就労継続支援事業 参加者数 20人

市民や企業と共働した子育て支援	社会全体で子どもたちをバックアップする意識を醸成するため、“「いいな」ふくおか・子ども週間”の普及啓発を実施	・賛同企業・団体数 1,220 企業・団体（令和6年3月31日現在）
子育て世帯住替え助成事業	子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成（三世帯同居・近居、多子世帯には、それぞれ助成上限額を引上げ）	・交付 866 件 137,503,400 円
新婚・子育て世帯などが安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生み育てることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進するとともに、大規模な市営住宅の建替に際して、子育て施設などを誘導	・市営住宅の建替 着手 206 戸
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	子育て世帯、高齢者、障がい者等、特に住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進	・セーフティネット住宅登録件数 累計 5,715 戸 （令和5年度 123 戸）
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進	・バリアフリー重点整備地区内における生活関連経路やその他の道路について、バリアフリー化を実施 ・生活関連経路の整備率（直轄道路、臨港道路等除く）95.3%（19 地区） ・歩道のフラット化整備率 32.6%
公共交通バリアフリー化促進事業	すべての鉄道やバスなどの公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入について、その整備費用の一部に補助を行い、バリアフリー化を促進	・ノンステップバス導入補助 17 台 ・ユニバーサルデザインタクシー導入補助 111 台
バス利用環境の改善	バスの利便性向上を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋やベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、「ユニバーサル都市・福岡」の実現のため、バス事業者などと役割分担を図りながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進	・道路管理者については、市域内のバス停において、上屋を7箇所、ベンチを4箇所設置
ベンチプロジェクト	「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、誰もが気軽に外出しやすい環境づくりのため、官民が協力してバス停付近や地域が要望する道路沿い等にベンチの設置を推進	・市有地等に市が設置 14 か所 （道路管理者が設置したベンチ4か所を含む） ・民有地に設置されたベンチの購入補助 8 か所
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設にシンボルマーク掲示を促進	・登録数 383 か所（令和6年3月末現在）

各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底、交通安全の確保	・四季の交通安全運動を中心に広報・啓発を実施 ・子ども（中学生以下）を対象とした交通安全に関する出前講座を実施 実施回数 719 回 受講者数 72,183 人 ・市内の小学1年生を対象に黄色い帽子とランドセルカバーを作成・配付 配付数量 黄色い帽子 14,500 個 ランドセルカバー 15,100 枚
保育体制強化事業 (施策2再掲)	保育所等に保育の周辺業務を行う保育支援者の配置費用を助成し、園外活動中の児童の安全確保と保育士の負担軽減を図る	・助成施設 274 施設
小学校周辺の歩車分離	安全な歩行空間確保に向け、歩道整備や路側帯のカラー化などを推進	・小学校周辺の道路において、歩道の新設等による物理的な歩車分離や路側のカラー化等による視覚的な歩車分離を実施 小学校周辺の歩車分離確保率 80.0 %
子どもの安全対策 (通学路の安全確保)	登下校時の安全確保及び防犯意識の高揚を図るため、小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配布。また、スクールガード（学校安全ボランティア）や、地域の団体などとの連携による通学路のパトロール、危険箇所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組を促進	・小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配布 ・スクールガードリーダーの巡回指導による学校安全体制の評価 ・スクールガードリーダー連絡協議会を行い、学校の安全対策の課題の確認 ・スクールガード養成講習会をオンラインで実施し、地域や保護者へ地域ぐるみで子どもの安全を守る取組みを啓発 ・NPO法人による防犯・安全教室を実施（6校実施） ・「福岡市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、関係機関が連携して通学路の安全対策を実施
防犯出前講座	P T Aなどの地域委員、留守家庭子ども会などに対し防犯出前講座を開催	子どもを対象とした防犯対策に関する出前講座（こども防犯出前塾） ・受講団体 留守家庭子ども会や子ども会 等 ・実施回数 15 回 ・受講者数 889 人
防災体験や新米パパママ応急手当講習会	福岡市民防災センターにおいて、強風、地震、火災などの体験ができる機会を提供するとともに、出産予定者や1歳未満の子どもの保護者を対象とした応急手当講習会（新米パパママ応急手当講習会）を実施	・防災の疑似体験 市内の小学校 85 校 中学校 2 校 幼稚園・保育園 64 園 合計 10,334 人来館 ・新米パパママ応急手当講習会 年間 31 回実施、483 人の保護者が受講
保育所・幼稚園での防災教室	市内の幼稚園・保育園の園児の防災教室を実施し、地震、津波、火災その他の災害に関する対策や対処方法などを指導	・41 園 4,441 人の園児に対して、防災教室を実施
小・中学校での救命講習	小・中学生を対象とした救命講習を実施するとともに、教職員への応急手当普及員講習を実施し、自学自習の救命教育を促す	・小学校5年生 139 校(96%) 12,601 名 ・中学校2年生 64 校(91%) 11,708 名 ・教職員に対する普及員講習 214 名

犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進事業	子どもをはじめとする市民にとって、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関などで構成する「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置し、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進	「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」(計画期間:令和2年度～令和6年度)に基づき、「Iotを活用した子ども見守り事業」などの各種防犯施策を実施
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子どもを養育する者に手当を支給(国内に住所を有する者が、中学校修了前(15歳)までの子どもを監護している場合に支給)	・受給者数 112,565人 ・支給総額 23,719,045千円
第3子優遇事業	18歳未満(18歳に達する年度末まで)の児童を3人以上養育する家庭に対し、第3子以降の児童が小学校に入学する前の3年間、幼稚園や保育所の副食費の免除又は助成、家庭内養育等の場合には手当を支給	・特定教育・保育施設(※) 2,704人 ・私学助成幼稚園 1,078人 ・保育施設等利用手当 97人 ・第3子手当 40人 ※「新制度へ移行した幼稚園」「認定こども園」「認可保育所(園)」
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもたちが安心して医療機関で受診できるよう医療費を助成(中学校3年生まで(令和6年1月診療分から高校生世代まで)を対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。所得制限なし。)	・対象者数 233,047人 ・受診件数 2,130,616件 ・総医療費 36,198,037千円 ・助成額 6,874,470千円 1人あたり助成額 29,498円 1件あたり助成額 3,227円
児童扶養手当(施策12再掲)	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がい児については20歳未満)の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給	・受給者数 12,881人
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居(施策13再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施。また、ひとり親家庭や子育て(乳幼児)世帯、多子世帯を随時募集の申し込み要件のひとつとしている	定期募集(抽選方式)において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施 ・抽選優遇(一般世帯より抽選番号を多く割振り)ひとり親世帯、子育て(乳幼児)世帯 ・別枠募集(一般世帯とは別に住戸を確保)子育て(中学生以下)世帯 募集戸数329戸 ・入居時の収入基準を緩和 - 随時募集 15件(ひとり親家庭等の要件に該当)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業(施策12再掲)	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施	・貸付実績 253件 120,242千円 ・償還実績 - 収入済額 496,751千円 - 現年度償還率 89.0% - 過年度償還率 7.5%
ひとり親家庭等医療費助成(施策12再掲)	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成(健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり)	・対象者数 26,006人 ・受診件数 223,577件 ・総医療費 4,824,101千円 ・助成額 1,023,725千円 1人あたり助成額 39,365円 1件あたり助成額 4,579円

寡婦(夫)控除のみなし適用 (施策 12 再掲)	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施	令和3年度の税制改正により、未婚のひとり親に対する控除が創設されたため、令和3年度9月期の保育料算定より適用を廃止
実費徴収に係る補足給付事業 (施策 13 再掲)	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成	・給付児童数(教材費等) 194 人 ・給付児童数(副食費) - 私学助成幼稚園 国基準 2,397 人 - 市基準 1,190 人

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標2	子ども・若者の自立と社会参加
施策6	子どもの居場所や体験機会の充実
施策の概要	◆放課後や長期休暇などに子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援します。 ◆地域等との協力や公園の整備など、子どもたちの放課後等の遊び場の充実を図ります。 ◆関係部局や地域団体などが連携し、子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流の機会の充実を図るとともに、それらに関わる担い手の育成に取り組めます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・わいわい広場（放課後等の遊び場づくり事業）の実施校数を拡大するとともに、中央児童会館あいくるにおける遊び・体験・交流の場の提供や身近な公園の整備など、子どもたちが安全に安心して活動できる場や機会を提供しました。 ・子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場の充実を図るため、放課後児童クラブ（旧：留守家庭子ども会）の環境整備や、子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援の拡充に取り組みしました。 ・都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて、子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を実施しました。 ・子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流機会の充実を図るため、アジア太平洋こども会議・イン福岡を通じた国際交流や青少年施設における様々な体験機会の提供、各種教室などの青少年活動を支援しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
放課後児童クラブ （旧：留守家庭子ども会）	保護者の就労などの理由により小学校の授業終了後・学校休業日に家庭で適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る	・放課後児童クラブ 140 校 ・入会児童数 18,134 人 ・施設の増築等 6 か所
放課後等デイサービス（施策9再掲）	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進	・事業所数 319 か所 ・延べ利用者 55,833 人
子どもの食と居場所づくり支援事業（施策13再掲）	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行う NPO やボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成	・支援団体数 49 団体
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（施策3再掲）	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進	・会員数 5,390 人 ・活動回数 13,916 回
わいわい広場（放課後等の遊び場づくり事業）	子どもの心身にわたる健全育成を図るため、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後などに、自由に安心して、遊びや活動ができる場や機会づくりを推進	・実施校数 145 校（単発実施（派遣型）4校を含む） ・参加延べ人数 374,762 人 ・令和5年4月より、西都北小学校に常設のわいわい広場を新規開設
中央児童会館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、常設の「遊び、体験、交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や、季節のイベントなど、さまざまな催しものを実施	・延べ利用者数 133,311 人

特別支援学校放課後等支援事業 (施策9再掲)	市立特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイトの時間を確保するため、放課後などの支援事業を実施	・実施箇所 7か所 ・延べ利用者 7,558人
公園再整備事業	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進	・再整備 17公園
身近な公園整備事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進	・整備 6公園
インクルーシブな子ども広場整備事業	誰もがお互いを理解し安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施	・百道中央公園において、市内第1号のインクルーシブな子ども広場の整備に着手し、令和6年5月に一部供用開始 ・東平尾公園(大谷広場)、桧原運動公園及び西南杜の湖畔公園の整備に向け、障がい当事者や地域住民とのワークショップを実施のうえ、設計に反映
ミニふくおか	子どもが、仮想のまち「ミニふくおか」をつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、子どもの主体性を育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とする	・ミニふくおか2023 3月26日～27日開催 会場 福岡市立南体育館 参加者 延べ922人(子ども実行委員67人含む)
地域子ども育成事業	地域の子どもの育む力の回復を目指して、地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進	・研修講師派遣事業 37件 ・遊びの達人派遣事業 82件 ・子どもの夢応援事業 34件
アジア太平洋こども会議・イン福岡	アジア太平洋諸国地域の相互理解の促進、国際感覚あふれる青少年の育成を図る目的で、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が実施するアジア太平洋諸国地域の子どもの招へい事業等を支援	・BRIDGE Summer Camp 34か国・地域 こども大使164名
子ども文化芸術事業	子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験できる機会の創出を目的に、音楽・ダンス・日本伝統文化・国際文化などのワークショップを、小学校などで実施	・小学校へのアーティスト派遣 合計66校(6,786人参加)
スクールツアー	美術館と学校が連携し、児童生徒と美術のよりよい出会いの場を提供する教育普及活動。児童生徒が、より興味・関心を持って美術作品と接し、深く理解できるようにボランティアによるコレクション展示作品の対話型鑑賞ツアーを実施	・スクールツアー 23校 26回 1,485人

夏休み子ども美術館	展覧会・ワークショップ・ギャラリートーク、本などによる芸術の知識と、子どもたちが自らの興味で選択できるよう、さまざま「入口」を設け、楽しみながら美術を体験できる機会を提供	展示観覧者（子ども） 3,149 人 ・ワークショップ「みんなで大きな海をえがこう！」 実施回数1回 参加者 20 人 ・ワークショップ「自分の海をつくろう！」 実施回数1回 参加者 14 人 ・ギャラリーツアーfor キッズ 実施回数12回 参加者 46 人
ファミリーDAY	未就学児童から小学生くらいまでの子どもとその保護者を対象に、美術館内各所でさまざまなワークショップを実施。家族で美術を楽しみながら体験できる機会を提供。美術を通して家族同士の楽しみの共有や対話を促進	・11月3日～5日（3日間） 参加者 1,384 人
どこでも美術館	市内小中学校等に鑑賞教材（所蔵作品のレプリカや実物作品）の貸し出しを行ったり、美術館に来にくいあるいは来られない離島の小中学校や特別支援学校にアウトリーチなどを行い、子ども達の作品鑑賞の機会を提供	・教材貸し出し 6校 6回 550 人 ・アウトリーチ 3校 3回 200 人 ・アウトリーチ（オンライン）1校 1回 11 人
みんなのミュージアム	子どもを中心としてその保護者なども対象に、講話、展示室見学、体験学習などを通して、郷土の歴史と文化に対する理解を促進	・対象：主に子どもとその保護者 ・実施回数 4回 ・参加人員 計406 名 ＜夏休み期間 考古学にふれてみよう！＞ ・8月9日 参加人員 96 名 ・8月10日 参加人員 99 名 ＜冬期 オリジナル土器をつくろう！＞ ・12月23日 参加人員 74 名 ＜春期 金印の使われ方を知ろう！＞ ・3月23日 参加人員 137 名
福岡市科学館	子どもの健やかな育ちや学びを促すことを基本に、科学の原理や最新の科学技術に親しみ、楽しく学べる参加体験型の科学館を運営	延べ利用者数 890,030 人 ・うち 基本展示室 307,567 人 ・ドームシアター 165,313 人
背振少年自然の家・海の中道青少年海の家	野外活動を通じて自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育むため、小・中学校自然教室などの受け入れや、子どもまたは家族を対象とした主催事業を実施	・背振少年自然の家 延べ利用者数 15,825 人 ・海の中道青少年海の家 延べ利用者数 52,461 人
海っ子山っ子スクール	海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切にし、自然を生かした教育活動を行っている小規模の小学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培うことを目的に実施	・11月中旬に対象校にて体験学校を実施 ・11月下旬に令和6年度からの転入学希望者を募集 2人が転入学（募集数3人 応募数4人）
アビスパ少年少女サッカー教室	子どもの体力向上や健全育成等を図るため、アビスパ福岡のコーチを幼稚園や小学校等へ派遣する、巡回型サッカー教室を実施	・実施回数 97 回 - 参加者 合計 5,128 人

アビスパ福岡心の教育プロジェクト	子どもの健全育成等を図るため、アビスパ福岡のコーチ等を小学校へ派遣し、夢に向かって目的と手段をあわせて考えることの大切さ等を伝える、特別授業を実施	・実施学級数 17 学級 参加者 合計 522 人
親子サッカー教室	親子が一緒にサッカーを楽しみ、トップレベルのプレーに触れる機会を提供するため、アビスパ福岡の選手等が参加する親子サッカー教室を実施	・実施回数 3 回 参加者 合計 254 人
福岡市夏休みプール開放事業	夏休み期間中における子どもたちの健康・体力の増進と健全育成を図るため、市民プールや民間スイミングクラブ等が無料で2回利用できる事業を実施	・利用者数 延べ20,360 人 ・参加施設 計32 施設 (うち民間スイミングクラブ 23 施設)
スポーツ体験ランド	子どもがスポーツを体験し、楽しさを感じ、継続的に実施していくきっかけづくりとして、競技スポーツをはじめ、ニュースポーツ、パラスポーツを体験できるイベントを各区で実施	・実施回数 6 回 (1 回雨天中止) 参加者合計 808 人
子ども読書活動の推進	子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するため、ポスターやホームページなどでの「共読」や「子どもと本の日」の啓発、また、イベントなどを通して、子どもの読書活動に関する理解と関心を高める活動を実施	・公民館(60 館)のスタンダード文庫に計 116 冊の絵本を配本 (補充) ・スタンダード文庫読み聞かせ講座 24 回 参加者 484 人 ・絵本月間(12 月)における読書行事等の実施 行事参加 2,148 人 ・小・中学校の新入生向けおすすめ本リストの作成・配布 ・「子どもと本の日」通信の発行 (毎月) ・共読周知のポスター配布 (2 回)
こども図書館	子どもが読書の楽しさを発見し、読書に親しむことができるように、図書等の収集・提供を行い、子どもと本をつなぐ機会や情報提供の充実を図る	図書等の収集・提供 ・児童図書 107,227 冊 ・児童研究資料 31,144 冊 (世界の絵本 6,731 冊) 子どもと本をつなぐ機会 ・おはなし会の実施 79 回 1,343 名参加 ・絵本月間(12 月)において絵本の特集展示やイベントを実施 情報提供 ・読書に関するレファレンス 6,297 件 ・こどもとしょかんニュース 5 回 各 1,000 部発行 (一部電子配布に変更) ・「モデル児童図書」(おすすめの本)のコーナー設置とリストの配付 ・「こども図書館講座」「赤ちゃん絵本のよみきかせ」を動画配信
公民館などで行う子ども向け事業	子どもの健全育成に向けて、地域諸団体やボランティア、公民館サークルなどと連携し、体験活動などの地域ぐるみの活動を実施	公民館主催事業 ・実施館数 148 館 ・実施回数 2,094 回 ・参加延べ人数 62,367 人
小学校等での動物愛護事業	動物愛護管理センター職員が小学校等に出向き、命を大切にする心、ペットの飼い主の責任についての講座を実施	・実施回数 8 回 ・施設数 7 施設 ・参加者数 794 人

こども水たんけん隊	水源地域・流域を訪ね、自然の中での体験を通して水源かん養林の働きや水の大切さを学ぶとともに、森林を守っている地元の人たちとふれあう交流事業を実施	・実施日 令和5年8月4日 ・参加者数 36人 うち小学生18人
親子水道施設見学会	浄水場の取組（水の安全管理や環境への配慮策など）やダムの役割をPRし、子どもに「水の大切さ」を感じてもらい、保護者には市の水事情や水道事情への理解促進を図る	・実施見送り
フクちゃんのこども水道教室	水の大切さ、水道水の安全性やおいしさを知り、水道に対する理解を深めるため、小学校に出向いて水道に関する説明を行う出前授業を実施	・57校（5,178人）で実施
環境わくわく出前授業	環境の保全及び創造に向けた取組みを広げていくため、学校等へ「環境教育・学習人材リスト」登録者を講師として派遣し、環境学習を支援・推進する「環境わくわく出前授業」を実施	・実施回数 40回
P T Aの活動支援	家庭と学校と地域を結ぶ存在として、P T Aの自主的な会員相互の学習や活動を支援するため、研修会や研究集会を開催	P T A指導者研修 ・研修講座（全市一斉）1回 557人視聴 ・研究集会（区で実施）7回 223人参加 ・単位P T A人権教育研修 308回 4,883人参加 ・指導資料「P T A活動って何？」作成・配布750部 ・リーフレット「わたしたちのP T A」作成・配布 15,500部
子ども会育成連合会の支援	子ども会活動の振興を図るため、市及び区子ども会育成連合会の行う事業（体育、文化、ジュニアリーダー育成）に対して助成を実施	・市及び区子ども会育成連合会に対し、補助金の交付や活動の側面的支援などを実施
子ども会などの活動支援（ジュニアリーダーの育成）	子どもの活動などを支援する中学・高校生のジュニアリーダーを育成するため、研修を実施	・研修回数 年2回 ・参加者数 延べ18人

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標2	子ども・若者の自立と社会参加
施策7	青少年の健全育成と自己形成支援
施策の概要	◆子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進します。 ◆非行や被害を防止し、青少年が深刻な状況に陥ることがないように、インターネットやSNS等の適切な使用に関する啓発を行うとともに、家庭や学校、地域と連携し、非行防止活動や有害環境への対応、思春期の保健・健康教育などに取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・PTA等と連携し、家庭教育に関する学習機会を提供する等、子どもの基本的な生活習慣等の育成に取り組んだほか、小中学校において職場見学や職場体験を行う等、勤労観や職業観を育む教育を推進しました。 ・家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進しました。 ・食育の推進や、正しい性知識や生命の尊さに関する学習機会の提供、薬物乱用防止にかかる啓発等、子どもの健康づくりや保健・健康教育を推進しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
家庭教育支援事業	子どもの基本的な生活習慣の定着や規範意識の向上を図るため、学校やPTAと連携し、家庭教育の重要性について理解を深める講演会や学習会などの家庭教育支援事業を実施	生活習慣定着の家庭向け学習会 ・入学説明会等学習会への講師派遣 11校 906人参加 ・家庭教育支援パンフレット活用研修会 1回 222人参加 ・PTAとの連携事業 早寝早起き朝ごはん啓発講演会 1回 906回視聴 家庭教育支援講座 全5講座 125人参加
公民館などにおける家庭教育の機会の提供	子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心、自立心、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育むために、主として、児童・生徒の保護者を対象とした学習機会を提供する家庭教育学級や乳幼児の健やかな成長を育むため、育児サークル等と連携し、育児に関する学習機会及び孤立しがちな乳幼児と親の交流の場を提供する乳幼児ふれあい学級を実施	公民館主催事業 ・家庭教育学級 実施館数 48館 実施回数 314回 参加延べ人数 6,166人 ・乳幼児ふれあい学級 実施館数 131館 実施回数 1,449回 参加延べ人数 38,161人
職場体験学習事業	生徒が「生きる力」を身につけ、さまざまな問題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験やさまざまな世代との交流を通じて、子どもの勤労観・職業観を育成	・職場体験及び訪問、見学、講師の招聘 中学校 69校で実施
アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～	全小・中学校に「立志」「チャレンジマインド」に係る書籍を整備するとともに、起業家を中心とした地域人材の活用により、子どもたちが将来に目標や夢を持てるよう、チャレンジマインドを育成	チャレンジマインド育成事業 （小学校） ・小学校 10校において「夢の課外授業」を実施 ・小学校 145校で、働く人の様子を動画で視聴する「職業探究プログラム」を実施 （中学校） ・中学校 69校で、起業家等の講話動画を活用した「未来を切り拓くワークショップ」を実施 ふくおか立志応援文庫 全小中学校の学校図書館に「立志」や「チャレンジマインド」に関する書籍資料を配備し、コーナーを設置

ものづくり体験	小学生、中学生・高校生を対象に、技能職者によるものづくり体験講座を実施	- 小学生ものづくり体験講座 5校実施、参加講師84名、23講座（16職種） 参加児童404名 - 博多職人展 技能振興企画事業として、子どもを含め、広く一般を対象とした、ものづくり体験イベント、展示ワークショップを実施。ものづくり体験：参加講師44名、10講座（6職種）、展示・ワークショップを含めて参加者185名 - ものづくりプロフェッショナル講座（中学生・高校生対象） 中学校1校、参加講師25名、6講座（6職種）、参加生徒78名
中学生向け出前セミナー	中学生を対象に、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施	実施校 市立中学校24校 セミナーの内容 男女共同参画についての基礎的説明 外部講師による講話
ミニふくおか （施策6再掲）	子どもが、仮想のまち「ミニふくおか」をつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、子どもの主体性を育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とする	ミニふくおか2023 3月26日～27日開催 会場 福岡市立南体育館 参加者 延べ922人（子ども実行委員67人含む）
インターネット・携帯電話を介した児童生徒の被害防止取組み推進事業	携帯電話などを介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の指導・啓発を実施	通信会社やネットパトロールの委託会社と連携し出前授業を実施 - 通信会社によるケータイ教室実施の小中学校 小学校45校 中学校14校 - 保護者を対象とした通信会社のケータイ教室実施の小中学校 小学校19校 中学校5校 - ネットパトロール委託業者の講演実施の小中学校 小学校4校 中学校6校 特別支援学校2校
メディアリテラシーの育成	学校において、幼少期からの過度なメディア接触や、インターネットに関連した子どもたちの事件・事故などへ対応するため、通信会社や関係機関と連携し、発達段階に応じて様々な情報への関わり方の指導を行うことで、各種メディアに対する正しい向き合い方や活用能力の向上を図る	情報モラル等の学習 道徳、学級活動、総合的な学習の時間、学校行事等で「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」「SNSの利用」「個人情報の取扱い」「肖像権」の学習を全小中学校で実施
区青少年育成推進事業	区において、地域・学校・関係機関と連携しながら、健全育成・非行防止・啓発活動など、地域に根ざした各種青少年育成事業を推進	- 少年愛護パトロール員等 789人 - 青少年を見守る店 672店舗を指定 - 地域と青少年のつどい - 中学校区を単位とした非行防止・健全育成活動への助成
問題を抱える子ども等の自立支援事業（非行防止対策）（施策8再掲）	学校復帰を目的として、“遊び・非行型”の不登校児童生徒の居場所をつくり、退職教員などによる学習指導などの立ち直りの支援を実施	中学校1校1名の生徒に立ち直り支援を実施し、指導員1人を派遣
学校等における食育の推進	健全な食習慣を身に付けられるよう、学級担任等と栄養教諭が連携した食に関する指導を推進。給食献立を活用した授業や給食時間の食に関する指導を実施	- 小学校 145校 - 中学校 69校 - 特別支援学校 7校 ※栄養バランスや望ましい食習慣・旬の食材・郷土料理・世界の料理・地産地消等の内容について、給食献立を基に、掲示物や配布プリント・動画等を活用して指導を実施

ティーンエイジャー 教室	小・中学生、高校生などに対して将来親 となるために必要な保健知識の学習機 会を提供することで母性・父性の健全育 成を図る	・中学生 204 人
薬物乱用防止啓発事 業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を 高めるため、「薬物乱用防止啓発イベン ト」や「薬物乱用防止街頭キャンペーン」 を実施	・ NO DRUG, KNOW DRUG キャンペーン (7/1～9/3) 大型ビジョンでの薬物乱用防止啓発動画放送、ポ スター掲示、啓発イベント（ステージイベント、 啓発パネルブース、啓発資材配布）を実施 ・ 薬物乱用防止リーフレット配布 市内大学等へ 4,860 部配布 ・ 学内 LAN による大学生への薬物乱用防止啓発 メールの配信 ・ 政令市薬剤師会統一街頭啓発キャンペーンを実施

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標2	子ども・若者の自立と社会参加
施策8	若者等の相談支援と居場所の充実
施策の概要	◆登校支援が必要な児童生徒に関しては、学校内での連携を図って教育・心理・福祉の面から子どもと家庭を支援するとともに、適応指導教室、NPOなどとの連携を通して、安心して学校へ復帰することや社会的な自立を支援します。 ◆ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」による連携体制を強化します。 ◆これらの機能や連携体制のもと、不登校などの経験やいじめの被害体験、家庭内での暴力・虐待等の逆境体験、発達障がいなどを有する中高生や若者に対し、中学卒業や高校中退・卒業後も切れ目なく、社会参加や自立の支援に取り組みます。 ◆登校支援が必要な状況にある中高生、ひきこもりや無業の状態にある若者などの多様なニーズに合った情報の提供、居場所や活動の場の提供、それらを行う民間活動への助言や支援を行います。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置し、学校全体で支援に取り組みました。 ・思春期特有の不安や悩みに対応するため、こども総合相談センターにおける相談支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を実施しました。 ・若者総合相談センターを開設し、関係行政機関や民間支援団体と連携したサポートを実施するとともに、若者地域協議会を設置し、様々な分野の関係機関・団体が相互に連携を図りながら、若者を総合的に支援する仕組みづくりを行いました。 ・ひきこもりや非行などの社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者の支援を行うため、立ち直りのための子ども・若者活躍の場プロジェクトや、ひきこもり地域支援センターによる相談対応及び思春期訪問相談員の派遣による支援等を実施しました。 ・中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる居場所づくりに取り組みました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
子ども・若者支援地域協議会	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置（令和4年4月に設置）	・11月16日 福岡市若者支援地域協議会代表者会議 開催
中学校1年生における少人数学級の実施	個に応じたきめ細かな指導により、確かな学力の向上、「中1ギャップ」への対応、不登校の予防などを図るため、1学級35人以下の少人数学級を実施	・全中学校全学年で35人以下学級を本格実施
教育相談コーディネーターの配置	登校支援が必要な児童生徒に適切な指導・支援、ステップルームの運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、登校支援が必要な児童生徒に対応する教員を全中学校区に配置	・教育相談コーディネーターが中心となり、学校全体で組織的に登校支援を実施
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して、児童生徒の課題の改善を図る	・配置人数 80人（正規職員の拠点校スクールソーシャルワーカー7人含む） ・相談件数 3,878件 ・介入件数 1,132件 ・終結件数 756件

スクールカウンセラ ー等活用事業	子どもが抱える課題の早期発見・早期 対応を図り、課題の深刻化を防止する ため、「心理の専門家」であるスクー ルカウンセラーを全ての市立学校に に週1～2日（週8時間）配置し、教 育相談体制を強化	・配置校 228 校 ・相談件数 52,157 件 （相談内容 不登校 12,441 件 学校生活 10,184 件 家庭・家族問題 5,245 件 その他 24,287 件） ・1 校当たりの相談件数 229 件
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする子どもの課題 を改善するために、教育カウンセラー による電話・面接相談を実施	・電話相談件数 4,514 件 - 面接相談件数 6,524 件 - 合 計 11,038 件 ・教育カウンセラー 1 人あたりの相談件数 約 1,380 件
適応指導教室（教育 支援センター）の運 営	心理的、情緒的理由により登校できな い状態にある児童生徒に、個別面接や 集団生活への支援を組織的・計画的に 行うことにより、早期の学校復帰や社 会的自立を支援	・入級生 63 人 （はまかぜ 35 人 まつ風 17 人 すまいる 11 人） ・学校復帰者 15 人 ・学校復帰率 23.8%
大学生相談員派遣事 業	ひきこもり、または、ひきこもりがち な児童生徒に、話し相手や遊び相手と して大学生相談員を派遣し、学校復帰 や社会的自立を支援	・派遣件数 16 件
思春期集団支援事業	思春期後半の心のケアを必要とする ひきこもり気味の子どものたちが安心 して過ごせる場を提供し、ひきこもり の改善を図る	・思春期集団支援事業（ピースフル） 141 回開催 参加者数延べ 710 人 平均 5.0 人利用 ・ひきこもり等に関する相談件数 39 人、延べ 237 回
思春期ひきこもり等 相談事業	思春期後半のひきこもり等の状態に ある子どもとその家庭に対し、総合的 な援助を行うことにより、子どもの自 主性及び社会性の伸長、意欲の回復、 家庭における養育機能の強化を図る	・思春期訪問相談員の派遣回数 延べ 17 回 ・保護者交流会参加者数 延べ 35 人 ・ひきこもり講演会参加者数 59 人
ひきこもり地域支援 センターの運営（地 域思春期相談事業）	大学との連携により思春期ひきこも り地域支援センター「ワンド」におい て、ひきこもり状態にある思春期後半 の人を対象に、居場所による集団支援 等、本人・家族への相談・支援を実施	・居場所活動 143 回開催 568 人 平均 4.0 人利用 ・保護者会 実施回数 12 回、参加者数 100 人 ・相談件数 延べ 516 人 ・アウトリーチ活動 84 回
成人期ひきこもり地 域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実す るため、支援の核となる「よかよかレ ーム」において、相談支援体制を確保 するとともに、ひきこもり状態にある 本人やその家族の自立の相談・支援を 実施（おおむね 20 歳以上を対象）	・相談事業 総計 1,716 件 電話相談 599 件 来所相談 1,009 件 訪問相談 87 件 オンライン相談 14 件 その他の相談 7 件 ・グループ支援 実施回数 64 回 参加者延べ人数 173 人 ・ネットワーク会議 開催回数 2 回
問題を抱える子ども 等の自立支援事業 （非行防止対策） （施策 7 再掲）	学校復帰を目的として、“遊び・非行 型”の不登校児童生徒の居場所をつく り、退職教員などによる学習指導など の立ち直りの支援を実施	・中学校 1 校 1 名の生徒に立ち直り支援を実施し、 指導員 1 人を派遣

中高生や若者の社会参加につながる居場所づくり・民間活動に対する助成	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所の提供や若者の居場所を運営する団体への支援を行い、若者の自律心や社会性の醸成と健全育成を推進	・令和5年度補助金交付団体 6団体 ・累計 17団体
NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業（不登校よりそいネット）	教育委員会とNPOとの共働による保護者支援事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問い合わせに対応する「不登校ほっとライン」や、不登校セミナー等の事業を実施	・不登校ほっとライン（問い合わせ窓口）開設・運営 問い合わせ 計150件 ・保護者が悩みや不安を語る場「不登校の悩み語り合いませんか」開催 12回 計169人参加 ・不登校セミナー 5回 計1,216人参加（録画視聴含む） ・学校保護者の会開催支援 24回 計284人参加
発達障がい者支援センター （施策4再掲）	発達障がい児・者及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる発達障がい者支援センターにおいて、関係機関との連携を強化	発達障がい者支援センター運営 ・相談者数 1,290人 ・相談件数 延べ3,900件 ・研修参加者 3,369人
子ども・若者活躍の場プロジェクト	ひきこもりや非行など社会生活を営む上で困難な状況にある若者とともに、行う農業体験などを通して、立ち直りや就労等に向けた第一歩を踏み出す機会を創出	・農業体験や農作物の販売会、勉強会等を通して、困難な状況にある子ども・若者の立ち直り等を支援 支援団体 7団体
就労相談窓口事業	各区に設置している「就労相談窓口」において15歳以上の求職者を対象に、個別相談を行うほか、セミナーや求人企業の紹介等を行い就職を支援 また、就労への一歩を踏み出せない49歳以下の方やその保護者等を対象に、臨床心理士がカウンセリングを実施し、就職による経済的自立を支援	・相談件数 3,590件 ・就職決定件数 314件
障がい者就労支援センター	就職を希望する障がい者に対する個別支援の他、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等への技術的支援などを実施	障がい者就労支援センター運営 ・相談件数 7,096件 ・企業セミナー参加企業数 314社 ・事業所等への技術的支援 65事業所
若者総合相談センター	若者や家族等からの相談に応じ、行政機関や若者支援団体と連携してサポート方法を考え、必要に応じて支援先へつなぎ、つないだ後も一定期間見守りサポートを実施（令和4年8月に開設）	・相談件数 835件

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標2	子ども・若者の自立と社会参加
施策9	障がい児の支援（学童期以降）
施策の概要	◆学校において合理的配慮の提供に努めるとともに、保護者と連携し、十分な情報共有のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組みます。 ◆関係部局や障がい福祉サービス事業所等が連携し、障がいのある子どもの福祉の向上や自立に向けた訓練等に関する相談や利用支援を行うとともに、放課後や休日の支援ニーズに対応できるよう、放課後等における支援の充実や質の向上を図ります。 ◆障がいのある子どもの社会的自立や就労に向けた相談や支援をおこなうとともに、地域交流の支援、理解の促進などに取り組み、共生社会の実現に努めます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・特別支援学級や通級指導教室の整備など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。 ・自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者に対して、発達障がい者支援センターによる乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。 ・障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。 ・関係機関等と連携して、障がいのある生徒の自立と社会参加を進め、企業への就労を促進しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
特別支援学級	小・中学校において、知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい、病弱等、障がいのある児童生徒の学びの場を、児童生徒の実態や学校の状況等踏まえ、適切に設置	・知的障がい 小学校 142 校、中学校 67 校 ・自閉症・情緒障がい 小学校 31 校、中学校 14 校 ※うち、中学校 1 校休級 ・肢体不自由 小学校 4 校、中学校 4 校 ※うち、中学校 1 校休級 ・難聴 小学校 3 校、中学校 1 校 ・弱視 小学校 2 校、中学校 2 校 ※うち、中学校 2 校休校 ・病弱 小学校 5 校、中学校 5 校
通級指導教室	通常の学級に在籍する聴覚障がい、言語障がい、自閉症又はそれに類する障がいのある児童生徒の学びの場の設置	・情緒障がい 小学校 4 校、中学校 2 校 ・LD・ADHD 等 小学校 20 校、中学校 7 校 ・難聴 小学校 2 校 ・言語 小学校 3 校
ふくせき制度（交流及び共同学習）	特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、交流を実施	・ふくせき制度に基づく入学式紹介者 小学部 41 人、中学部 20 人 ・居住地校交流を行っている児童生徒 小学部 245 人、中学部 43 人
発達障がい者支援センター （施策4再掲）	発達障がい児・者及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる発達障がい者支援センターにおいて、関係機関との連携を強化	発達障がい者支援センター運営 ・相談者数 1,290 人 ・相談件数 延べ3,900 件 ・研修参加者 3,369 人
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進	・事業所数 319 か所 ・延べ利用者 55,833 人

特別支援学校放課後等支援事業	市立特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイトの時間を確保するため、放課後などの支援事業を実施	・実施箇所 7か所 ・延べ利用者 7,558人
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク（夢ふくおかネットワーク）において、関係団体・機関などとの連携を図り、企業などへの就労を促進	・「夢ふくおかネットワーク」の登録企業・事業所（配信企業を含む） 667社 ・特別支援学校職業技能指導者派遣事業7校で実施 ・就労者数 51名 就労率 28.9% ・市内インターンシップ 13件
発達教育センターによる相談・支援	児童生徒の障がいの状態及び適正等を的確に把握し、学校教育などについて保護者や教職員などを対象に教育相談を実施。また、障がいのある児童生徒の就学について専門的な立場から就学相談を実施	・教育相談 1,418件 ・就学相談 2,676件
インクルーシブな子ども広場整備事業（施策6再掲）	誰もがお互いを理解し安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施	・百道中央公園において、市内第1号のインクルーシブな子ども広場の整備に着手し、令和6年5月に一部供用開始 ・東平尾公園（大谷広場）、桧原運動公園及び西南杜の湖畔公園の整備に向け、障がい当事者や地域住民とのワークショップを実施のうえ、設計に反映

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標3	さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
施策10	子ども家庭支援体制の充実
施策の概要	◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等を引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備します。 ◆各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター（児童相談所）と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。 ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）などと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進します。 ◆子ども家庭支援センターの増設を検討するなど、専門的な通所相談機能を強化します。 ◆こども総合相談センター（児童相談所）の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・児童虐待に関する相談・通告を含む相談件数の増加に対応できるよう、こども総合相談センターにおいて、児童福祉司等を増員するなど体制を強化し、専門的な相談・支援を行うとともに、より市民に身近な各区子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施しました。 ・子どもや保護者が悩みや不安を相談しやすくするため、子ども本人がGIGAスクール端末を活用して相談ができる「こどもタブレット相談」、子どもや保護者等がLINEを利用して相談ができる「親子のための相談LINE」を実施しました。 ・子ども家庭支援センターを増設し、増え続ける相談に対応するとともに、里親や児童養護施設等に措置された子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを構築するなど、様々な支援を実施しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業（施策13再掲）	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施	・相談実績 延べ934人 ・子ども食堂ネットワーク化 73団体 ・食材提供の仕組みづくりと運営 2団体と連携し、市内5か所で実施 ・支援対象者（CSW/SSW）研修会、子ども食堂実績報告会 延べ165人参加 ・地域とSSWとの情報交換 延べ18件 ・企業寄付品の定期提供 6回実施、延べ145団体に提供
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施	・各区において、子育てに関する相談対応を行うとともに、関係機関と連携しながら、地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを実施
家庭児童相談室	区役所（保健福祉センター）家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、女性相談、家庭・児童相談を実施	・母子・父子自立相談 9,112件 ・女性相談 6,589件 ・家庭・児童相談 39,153件
要保護児童支援地域協議会（要支協）（施策11再掲）	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、広報・啓発などを実施	・代表者会議 要保護児童等に関する情報交換、連携 8回 ・実務者会議 実務者による会議や研修会などを実施 315回 ・個別ケース検討会議 個別のケース支援について検討 403回

子ども家庭支援センター ※令和6年度に「児童家庭支援センター」に事業名変更	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームなどへの支援などを実施	・施設数 3か所 ・相談件数 8,672件
こども総合相談センター	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの相談・支援を実施	・電話相談件数 11,181件 ・面接相談件数 8,441件
被害に遭った子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施	・電話相談件数 65件
SNS相談事業	子ども本人や保護者からSNS等で相談を受け付け、必要に応じて担当部署等へ引き継ぐなどの対応を実施	・「福岡市こどもタブレット相談」 相談件数：3,518件 ・「親子のための相談LINE」 相談件数：389件

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標3	さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
施策11	児童虐待防止対策と在宅支援の強化
施策の概要	◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。 ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進します。 ◆体罰等によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組めます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、母子生活支援施設において、妊娠期の相談から出産後までの母子への継続的、総合的な支援を実施するとともに、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイについて、NPOと協働し、里親による受け皿の拡大に取り組みました。 ・児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童支援地域協議会を中心に、関係機関の連携強化に取り組むとともに、子育て見守り訪問員の派遣等や、食材提供等にあわせて養育状況の確認や生活習慣獲得の支援を行う訪問事業、日常の育児・家事を援助する訪問事業を新たに開始しました。また、ヤングケアラーの支援のため、相談窓口を開設し、コーディネーターによる相談支援を実施しました。 ・子どもに関する市民団体や機関が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」による啓発活動、多様な方法による児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の啓発に取り組めました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
妊婦健康検査 (施策1再掲)	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施	・妊婦健康診査受診者数 延べ148,075人
乳幼児健康診査 (施策1再掲)	4か月児、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施するとともに、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る	・乳幼児健康診査受診者数 4か月児 11,706人 10か月児 11,309人 1歳6か月児 12,138人 3歳児 12,469人 ・乳幼児健診のデジタル化の運用開始
産婦健康診査 (施策1再掲)	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施	・産婦健康診査受診者数 延べ21,497人
母子保健訪問指導 (施策1再掲)	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施	・妊産婦 延べ14,065人 ・新生児(全戸) 訪問数 11,426人 ・未熟児 延べ1,306人
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなどの再発防止などの取組を実施	・こども総合相談センター(児童相談所)における虐待相談対応件数 3,282件 ・弁護士資格を持つ職員による法的助言 ・弁護士への相談事業 48回 ・弁護士への家事事件審判手続き依頼 4件 ・医学の専門家による助言、所見を求めた件数 25件

虐待防止等強化事業 (養育支援訪問事業等)	区保健福祉センター職員等を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施	・区における虐待相談対応件数 1,658 件 ・虐待相談対応研修への参加者 延べ503 人 ・専門研修への派遣者 延べ20 人 ・区子育て支援課職員へ助言を行うスーパーバイザー派遣 14 回 ・養育支援訪問事業の実施 専門的相談支援 119 世帯 育児・家事援助 22 世帯
妊産婦等相談・生活支援事業	様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、産前・産後母子支援センターにおいて、妊娠期から出産後の母子への継続的、総合的な支援を実施	・施設数 1 か所 ・相談件数 428 件 ・居住支援（生活支援）世帯数 5 世帯
NPOとの共働による子どもショートステイ専用枠の設置	育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイ事業の受け皿確保のため、NPO法人との協働による新たな里親型のショートステイ受入れ専用枠を設置	・ショートステイ受入専用枠 1 日最大12 名受入 ・利用人員 延728 人
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施	・実施施設 8 か所 ・利用人員 延8,548 人
子育て安心サポート事業（旧：こんにちは赤ちゃん訪問事業）（施策3再掲）	民生委員・児童委員が、乳児のいる家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施	・申込数 200 回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降休止していたが、令和6年2月より、再開
要保護児童支援地域協議会（要支協）	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、広報・啓発などを実施	・代表者会議 要保護児童等に関する情報交換、連携 8 回 ・実務者会議 実務者による会議や研修会などを実施 315 回 ・個別ケース検討会議 個別のケース支援について検討 403 回
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに係る団体で構成する推進委員会において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施	・子ども虐待防止活動推進委員会の開催 年2回 ・子ども虐待防止市民フォーラムの開催 1 回 ・専門者研修の実施 1 回 ・児童虐待防止推進月間の広報啓発 福岡タワーライトアップ、地下鉄ホームドア広告掲出、オレンジリボンキャンペーン等
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施	・訪問世帯数 152 件 ・訪問延べ件数 270 件 ・目視による確認割合 76.9% (特定不能件数を除く)
他機関連携強化事業	警察、検察と連携し、児童虐待への法的対応を高めるため、職員の面接手法の取得及びスキルアップを図る	・RIFCR研修（被害児童の発見者を対象とした初期対応法）の実施 3 回 参加者（学校教職員、SSW、こども総合相談センター職員等）117 人 ・ChildFirst 司法面接研修（子どもの特性に配慮した被害事実確認面接）へのこども総合相談センター職員の派遣 1 人

児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化	・児童虐待防止医療ネットワーク会議の実施 3回 ・子ども虐待対応セミナーの開催 参加者 95名
DV相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施	・福岡市配偶者暴力相談支援センターの運営 電話相談 489件 ※うちDV相談件数 360件 法律相談 48件 ・DV被害者親子等ケア事業（カウンセリング）8人 ・相談員等の専門研修への派遣 延べ237人 ・DV研修実施団体等への講師の派遣 8件、受講者数1,399人 （デートDV予防教育講演会 高校4校を含む） ・DV、デートDV防止啓発リーフレット等配布 設置（配布）箇所数 853箇所 ・デートDV防止啓発リーフレット、ポスターを設置（配布）箇所数 580箇所 ・民間団体への支援 1団体 ・児童虐待との連携強化研修の開催 3回 82人 ・福岡市配偶者からの暴力防止対策連絡会の開催 1回
措置児童の家庭移行支援事業 （施策14再掲）	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施	・親子関係再構築プログラムの実施 3ケース ・訪問相談支援事業の実施 6ケース
ヤングケアラー相談支援事業	ヤングケアラーへの支援のため、ヤングケアラー相談窓口を開設し、コーディネーターがヤングケアラーや家族、支援機関等からの相談に応じ、助言やその他必要な支援を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施	・相談件数 897件 ・関係機関等職員向け実施 24回、1,017名参加 ・サロン開催 6回企画 ・SNS相談受付 登録10件 ・ヤングケアラー支援ヘルパー 5世帯 延165件
支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童支援地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、生活指導支援等を通じた子どもの見守りを実施	・食事提供・生活指導等による見守りの実施 支援対象世帯数 32世帯

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標3	さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
施策12	ひとり親家庭の支援
施策の概要	◆ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かく対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組みます。 ◆貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラムの策定、養育費の確保支援に取り組むとともに、ひとり親に対する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加など、就業や自立に向けた支援の充実を図りました。 ・支援を必要としているひとり親家庭に対し、支援情報を適切に届けられるよう、新たにポータルサイトを作成し、情報発信を強化しました。 ・子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童扶養手当や未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用により、子育てサービスの利用を支援しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
家庭児童相談室 （施策10再掲）	区役所（保健福祉センター）家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、女性相談、家庭・児童相談を実施	・母子・父子自立相談 9,112件 ・女性相談 6,589件 ・家庭・児童相談 39,153件
ひとり親家庭支援センター（就業相談など）	ひとり親家庭支援センターにおいて各種相談（生活、就業など）、法律相談（養育費の取り決め、親権、金銭問題など）を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー自立支援プログラムの策定などを実施	・生活相談 1,075人 ・就業相談 1,983人 ・法律相談 386人 ・就業支援講習会受講者数 342人 ・自立支援プログラム策定件数 61件
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談（総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談）を実施	・総合相談 4,186件 ・アミカスDVダイヤル 74件 ・法律相談 221件
母子生活支援施設における自立支援	母子家庭などを入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施	・入所世帯数 75世帯（令和6年3月1日現在） ・入所者数 197人（令和6年3月1日現在）
ひとり親家庭ガイドブック	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る	・5,000部発行
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の修学などの自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣して、必要な支援を実施	・延派遣回数 165回 ・利用実績 577時間
子どもショートステイ（子育て短期支援事業） （施策11再掲）	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施	・実施施設 8か所 ・利用人員 延べ8,548人

子どもの食と居場所づくり支援事業 (施策 13 再掲)	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行う NPO やボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成	・ 支援団体数 49 団体
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、入学準備金、就職準備金の貸付を実施 また自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、住宅支援資金の貸付を実施	・ 実施主体 市社会福祉協議会：入学準備金・就職準備金 福岡市：住宅支援資金 ・ 貸付実績 入学準備金 16 件 就職準備金 20 件 住宅支援資金 25 件
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の一部を給付金として支給	・ 支給件数 30 件 ・ 支給総額 6,604 千円
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業している場合に、4年間を上限に促進費を支給	・ 支給件数 184 件 ・ 支給総額 193,531 千円
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子どもが高卒認定試験合格のための講座を受講する費用の一部を助成	・ 支給件数 3 件 ・ 支給総額 260 千円
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18 歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給	・ 受給者数 12,881 人
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居 (施策 13 再掲)	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施。また、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を随時募集の申し込み要件のひとつとしている	定期募集（抽選方式）において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施 ・ 抽選優遇（一般世帯より抽選番号を多く割振り） ひとり親世帯、子育て（乳幼児）世帯 ・ 別枠募集（一般世帯とは別に住戸を確保） 子育て（中学生以下）世帯 募集戸数329戸 ・ 入居時の収入基準を緩和 随時募集 15 件（ひとり親家庭等の要件に該当）
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施	・ 貸付実績 253 件 120,242 千円 ・ 償還実績 収入済額 496,751 千円 現年度償還率 89.0% 過年度償還率 7.5%
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のいない子どもの経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり）	・ 対象者数 26,006 人 ・ 受診件数 223,577 件 ・ 総医療費 4,824,101 千円 ・ 助成額 1,023,725 千円 1 人あたり助成額 39,365 円 1 件あたり助成額 4,579 円

寡婦(夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施	・令和3年度の税制改正により、未婚のひとり親に対する控除が創設されたため、令和3年度9月期の保育料算定より適用を廃止
ひとり親養育費確保支援事業	ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めに必要な費用を補助(補助上限:5万円)	・公正証書等作成支援事業 支給件数148件 3,211千円 ・養育費保証支援事業 支給件数2件 100千円
子ども習い事応援事業(施策13再掲)	生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成(子ども一人あたり月額上限1万円)	1か月あたり平均 ・対象者数 7,543人 ・クーポン登録者数 3,763人 ・クーポン利用者数 2,063人 ※いずれも人数は子どもの数

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標3	さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
施策13	子どもの貧困対策の推進
施策の概要	◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。 ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
- 子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援の拡充に取り組みました。 - 子どもの貧困の改善のため、区役所、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーを中心に、相談機関・地域・学校など関係部局が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組みました。 - 生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、習い事にかかる費用の助成を開始しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施	・ 卒業者245名のうち、218名が進学（高等学校等、専修学校（一般課程）・各種学校・公共職業能力開発施設等を含む）
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域、家庭と連携した放課後補充学習を実施し、「共育」による学力向上の取組を進める	・ 小学校145校のすべての学校で実施
地域学び場応援事業	保護者を中心とした地域グループが小・中学生を対象に実施する放課後補充学習活動を支援	・ 9グループを助成
就学援助	児童生徒が国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援	・ 受給者 小学生 16,753人 中学生 8,655人 合 計 25,408人 (国県立小中、夜間中を含む) ・ 支給額 小学生 1,299,759千円 中学生 1,095,372千円 合 計 2,395,132千円
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援	・ 経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し修学を支援（年間貸与：1,939人）
進学準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの大学等への進学支援のため、進学する高校3年生に一時金を支給	・ 進学準備給付金支給実績 83件 12,100千円

特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施	・受給者 小学生 1,986 人 中学生 546 人 合 計 2,532 人 ・支給額 小学生 50,829 千円 中学生 22,249 千円 合 計 73,078 千円
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行う NPO やボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成	・支援団体数 49 団体
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施	・相談実績 延べ934 人 ・子ども食堂ネットワーク化 73 団体 ・食材提供の仕組みづくりと運営 2 団体と連携し、市内5 か所で実施 ・支援対象者（CSW/SSW）研修会、子ども食堂実績報告会 延べ165 人参加 ・地域とSSW との情報交換 延べ18 件 ・企業寄付品の定期提供 6 回実施、延べ145 団体に提供
子ども・若者支援地域協議会 (施策8再掲)	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置(令和4年4月に設置)	・11月16日 福岡市若者支援地域協議会代表者会議 開催
福岡市生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置	・新規相談受付件数 3,557 件 ・支援対象者数 1,554 人 ・就労支援対象者数 277 人 ・就労決定者数 79 人 ・住居確保給付金新規支給決定者数 237 人
子どもの健全育成支援事業(相談・学習)	相談支援 未成年の子どもがいる生活保護世帯及び生活困窮世帯に対し、関係機関との連携を図りながら世帯が抱える様々な課題に係る相談・支援を実施 学習支援 生活保護世帯及び生活困窮世帯で、社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもに対し、高等学校等への進学及び中途退学防止を目的として学習支援を実施	相談支援 ・支援対象者数 351 世帯(1,150 人) ・受験・進学への意欲がみられた 93 件 ・不登校が改善・解消した 35 件 ・保護者の養育姿勢に改善が見られた 21 件 学習支援 ・支援対象者数 34 人 ・受験した中学3年生16 人のうち16 名が高校進学
スクールソーシャルワーカー活用事業 (施策8再掲)	教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して、児童生徒の課題の改善を図る	・配置人数 80 人(正規職員の拠点校スクールソーシャルワーカー7 人含む) ・相談件数 3,878 件 ・介入件数 1,132 件 ・終結件数 756
社会的養護自立支援事業(施策14再掲)	18 歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、生活の安定と将来の自立に結び付けるため、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施	・支援員による支援件数 19 ケース

市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施。また、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を随時募集の申し込み要件のひとつとしている	定期募集（抽選方式）において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施 ・抽選優遇（一般世帯より抽選番号を多く割振り）ひとり親世帯、子育て（乳幼児）世帯 ・別枠募集（一般世帯とは別に住戸を確保）子育て（中学生以下）世帯 募集戸数 329 戸 ・入居時の収入基準を緩和 随時募集 15 件（ひとり親家庭等の要件に該当）
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成	・給付児童数（教材費等） 194 人 ・給付児童数（副食費） 私学助成幼稚園 国基準 2,397 人 市基準 1,190 人
子ども習い事応援事業	生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成（子ども一人あたり月額上限1万円）	1 か月あたり平均 ・対象者数 7,543 人 ・クーポン登録者数 3,763 人 ・クーポン利用者数 2,063 人 ※いずれも人数は子どもの数

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標3	さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
施策14	社会的養護体制の充実
施策の概要	◆家庭養育優先原則（児童福祉法第3条の2）に従い ・子どもが、早期に、法的に持続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組めます。 ・社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組めます。 ・小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が地域の子どもの家庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進します。 ◆若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスに的確につなぐなど、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化します。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
・社会的養護を必要とする子どもを家庭的な環境で養育できるよう、里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などを、子どもに関わるNPOと共働して継続的に取り組みました。 ・児童心理治療施設の開設、里親や児童養護施設との連携など、虐待を受けた子どもの心理的ケアや親子関係再構築に向けた支援の充実を図りました。 ・こども総合相談センターに社会的養護自立支援員を配置し、施設等を退所した子ども・若者の自立支援に取り組みました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
措置児童の家庭移行支援事業	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施	・親子関係再構築プログラムの実施 3ケース ・訪問相談支援事業の実施 6ケース
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施	・里親登録数 324世帯（令和5年度末） ・里親等委託率 56.2% ・里親フォーラム「新しい絆」を年2回開催
里親養育包括支援（フォスタリング）事業	児童の短期間の預かり（一時保護委託や子どもショートステイ）ならびに中長期的な養育が可能な養育里親の開拓、育成、委託後支援までの包括的な里親支援事業を実施	・問い合わせ件数 306件 ・里親新規登録世帯数 17世帯（累計登録世帯数86世帯） ・一時保護委託児童数 75人 ・年度内新規委託児童数 3人
児童養護施設等のケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進	・小規模化を実施済の施設数 3カ所
児童心理治療施設	専門的なケアを必要とする児童に適切な治療や支援を行う入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”をえがお館内に設置	・入所児童数 18人（令和6年3月1日現在） ・通所児童数 15人（令和6年3月1日現在）

自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施	・施設数 3か所
社会的養護自立支援事業	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、生活の安定と将来の自立に結び付けるため、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施	・支援員による支援件数 19 ケース
子ども・若者支援地域協議会 (施策8再掲)	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置（令和4年4月に設置）	・11月16日 福岡市若者支援地域協議会代表者会議 開催

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）

目標3	さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長
施策15	子どもの権利擁護の推進
施策の概要	◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。 ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。 ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。 ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。

1 施策の進捗状況	おおむね順調
- アンケートによりいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめゼロプロジェクトを推進し、いじめ防止対策に取り組みました。 - 子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である意見表明支援員（子どもアドボケイト）が、児童養護施設等で保護・養育されている子どもを定期的に訪問して意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を開始しました。 - すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベントなどのさまざまな機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。	

2 主な事業の実施状況		
事業名	事業概要	令和5年度実績
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-Uアンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施	・市内の小学校1年生から中学校3年生のすべての児童生徒を対象に年1回実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組み及び保護者・地域などへの啓発活動を実施	・各学校で、いじめがない学校を目指すために、児童生徒が主体となった「いじめゼロ取組」を実施 ・各教室をオンラインで接続し、小学5年生から中学3年生までの全児童生徒が参加して「いじめゼロサミット 2023 及び福岡こども未来サミット」を11月に実施 ※代表児童生徒10名によるシンポジウム
地域での人権教育の推進	公民館などを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施	・公民館 実施回数 493回 参加延べ人数 17,284人 ・市民センター 実施回数 9回 参加延べ人数 1,737人
学校・保育所などでの人権教育の推進（保育所）	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成	・公立、私立、公私立合同でそれぞれ研修会を実施 研修回数 626回 参加延べ人数 13,254人
学校・保育所などでの人権教育の推進（学校）	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成	各学校での活用状況調査を実施 ・「ぬくもり」の1年間の活用回数の平均 小学校4.5回 中学校2.8回（令和6年3月） 児童生徒アンケートを実施 ・必修教材の評価指標を作成し、学習後にアンケート実施

人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施	・人権啓発総合講座（ココロンセミナー）において子どもに関する人権啓発を実施 参加者 35 名 ・人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」において、全 15 話のうち子どもの人権に関するシナリオ 1 話制作、12 月と 2 月に各 1 回ずつ放送 ・第 52 回福岡市人権を尊重する市民の集い（中央区）において、子どもの人権（孤独）をテーマに講演会を実施 参加者 216 名
子ども日本語サポートプロジェクト	福岡市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行う	・日本語指導等のサポートを受けた児童・生徒数 559 人
子どもの権利サポート事業	子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明、代弁等）の専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見表明を支援し、権利擁護を推進	・アドボケイト（意見表明支援員）と被措置児童との面談回数 延べ 846 回
処遇困難事例等専門部会による子どもの意見聴取・審議	子どもの最善の利益を確保するため、子どもや保護者と児童相談所の意見が異なるときなどに、こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会において意見聴取・審議を実施	実績なし